○根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

昭和48年10月１日条例第54号

改正

昭和53年12月19日条例第55号
昭和58年１月21日条例第２号
昭和59年９月22日条例第31号
昭和59年12月24日条例第34号
平成元年３月31日条例第25号
平成６年12月19日条例第45号
平成10年６月29日条例第18号
平成11年３月30日条例第５号
平成12年12月18日条例第52号
平成14年３月25日条例第11号
平成14年９月17日条例第37号
平成15年３月24日条例第８号
平成16年６月21日条例第16号
平成18年３月27日条例第７号
平成18年９月21日条例第29号
平成19年３月31日条例第16号
平成20年３月26日条例第14号
平成20年９月29日条例第28号
平成26年９月19日条例第23号

根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童に対し医療費の一部を助成することによつて、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に掲げる１級、２級又は３級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害に限る。）に該当する者

（２）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において重度（知能指数がおおむね35以下（肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有するものについては、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする程度のもの）の知的障害者と判定又は診断された者

（３）　精神保健福祉法第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に掲げる１級に該当する者

２　この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する「配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子」が現に児童を扶養している家庭

（２）　両親が死亡又は行先不明等の理由にある児童を現に養育している家庭

３　この条例において「ひとり親家庭等の母又は父と児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

（１）　「母」とは、第２項第１号に規定する女子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。
ア　18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
イ　18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
（２）　「父」とは、第２項第１号に規定する男子であって「母」に準ずる者であること。
（３）　「児童」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。
ア　ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間を含む。）
イ　ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者
４　この条例において「保護者」とは、児童の親権を行う者、後見人、その他の者で現に児童を監護する者をいう。
５　この条例において、「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
（１）　健康保険法（大正11年法律第70号）
（２）　船員保険法（昭和14年法律第73号）
（３）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
（４）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
（５）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
（６）　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
（７）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）
６　この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第３条第２項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
７　第４条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。
８　この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第１項第１号に定める割合を乗じて得た額をいう。
９　この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
10　この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
11　この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第１項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
（助成の対象）
第３条　市長は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭の母又は父と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあっては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

（１） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
（２） 児童福祉法第27条第１項第３号に規定する児童福祉施設に入所（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）し、医療の給付を受けている者
（３） 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。
イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第２条第１号及び高確法第67条第１項第２号に掲げる者以外の者
エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、当該医療を受けることができる間
（４） ひとり親家庭の母又は父と児童で、次のいずれかに該当する者
ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

（助成の額）
第４条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。
２ 市長は、第２条第８項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給者証の交付）
第５条 医療費の助成を受けようとする者は別に定める申請書を市長に提出して受給者証の交付を受けなければならない。

（助成の方法）
第６条 医療費の助成は市長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。
２ 市長は特に必要あると認めたときは、前項の規定にかかわらず受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）又は保護者に支払うことにより行うことができる。

（届出）
第７条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その旨を速やかに本人又は保護者が市長に届出なければならない。
（１） 氏名又は住所を変更したとき。
（２） 第３条の規定に該当しなくなつたとき。

（損害賠償との調整）
第８条 市長は助成対象者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度内において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）
第９条 この条例により助成を受ける権利はこれを他人に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

（助成金の返還）
第10条 市長は偽り、その他不正の行為により助成を受けたものがあるときはその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）
第11条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月１日から施行する。

附　則（昭和53年12月19日条例第55号）

この条例は、昭和54年１月１日から施行する。

附　則（昭和58年１月21日条例第２号）

この条例は、昭和58年２月１日から施行する。

附　則（昭和59年９月22日条例第31号）

この条例は、昭和59年10月１日から施行する。

附　則（昭和59年12月24日条例第34号）

この条例は、昭和60年１月１日から施行する。

附　則（平成元年３月31日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年12月19日条例第45号）

（施行期日）

１　この条例は、平成７年１月１日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

２　この条例の施行の日から平成８年９月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第２条中「健康保険法第43条の17第２項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第２項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附　則（平成10年６月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

附　則（平成11年３月30日条例第５号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月18日条例第52号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成14年３月25日条例第11号）

この条例は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成14年９月17日条例第37号）

この条例は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成15年３月24日条例第８号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年６月21日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、平成16年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の給付について適用し、同日前の医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月27日条例第７号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月21日条例第29号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年10月１日から施行する。

（根室市乳幼児医療費給付金条例の一部改正）

２　根室市乳幼児医療費給付金条例（昭和48年根室市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号及び第４条第３項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

（根室市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

３　根室市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年根室市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第２号中「100分の20」を「100分の30」に改める。

第５条第１項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

（根室市精神障害者入院医療費助成条例の一部改正）

4　根室市精神障害者入院医療費助成条例（昭和55年根室市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、第６号の次に次の１号を加える。

（７）　生活療養標準負担額　健康保険法第85条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

第４条中「及び標準負担額」を「、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」に改める。

附　則（平成19年３月31日条例第16号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月26日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（根室市精神障害者入院医療費助成条例の一部改正）

2　根室市精神障害者入院医療費助成条例（昭和55年根室市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「老人保健法第46条の５の２第４項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第４項」に、「第28条第１項第１号」を「第67条第１項第１号」に改める。

第３条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

（根室市乳幼児医療費給付金条例の一部改正）

3　根室市乳幼児医療費給付金条例（昭和48年根室市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「老人保健法第46条の５の２第４項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第４項」に、「第28条第１項第１号」を「第67条第１項第１号」に改める。

附　則（平成20年９月29日条例第28号）

この条例は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成26年９月19日条例第23号）

この条例は、平成26年10月１日から施行する。